

# 花巻商工会議所 定款(抜粋)

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本商工会議所は、花巻商工会議所と称する。

### (人格)

第3条 本商工会議所は、商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づく法人である。

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- (イ) 協同組合
- (ロ) 信用金庫
- (ハ) 労働金庫
- (ニ) 公社
- (ホ) 経済団体
- (ヘ) 医療法人
- (ト) 社会福祉法人
- (チ) 弁護士法人
- (リ) 監査法人
- (ヌ) 司法書士法人
- (ル) 税理士法人
- (オ) 行政書士法人
- (ワ) 弁理士法人
- (カ) 産学連携、商工会議所事業に関わる学校法人
- (ヨ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般社団法人及び公益社団法人
- (タ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する一般財団法人及び公益財団法人
- (レ) まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- (ワ) 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

(2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- (イ) 医師
- (ロ) 歯科医師

- (ハ) 助産師
- (ニ) 弁護士
- (ホ) 公認会計士
- (ヘ) 司法書士
- (ト) 税理士
- (チ) 行政書士
- (リ) 弁理士

(3) 本商工会議所の地区内に引き続き 6 月に満たない期間営業所等を有する商工業者  
2 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 取引所
- (5) 会社
- (6) 相互会社

3 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力 (①暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 、②暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者 (以下「暴力団員等」という。) が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

#### (加 入)

第 11 条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続きにより加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。

3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

4 第 2 項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

#### (会 費)

第 17 条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

2 会費 1 口の金額並びにその払込みの方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

### (過怠金)

第18条 本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

- 2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。  
(会員権の停止)

第19条 本商工会議所は、会費の滞納が6月に及ぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

- 2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

### (脱退)

第20条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会議所を脱退することができる。

- 2 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

### (除名)

第21条 本商工会議所は、次の各号のいずれかに該当する会員を議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までにその旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員
- (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為 (①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。) を行った会員

- (4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

- 2 第19条第2項(処分の通知)の規定は、会員の除名について準用する。

- 3 除名されたものは、除名された日から少なくとも1年間は本商工会議所の会員となることができない。

### (特別会員)

第22条 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

- 2 第10条第3項(資格)、第11条第1項、第2項及び第4項(加入)並びに第16条から前条まで(会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退及び除名)の規定は、特別会員について準用する。

## 第3章 特定商工業者及び商工業者法定台帳

### (特定商工業者の範囲)

第23条 本商工会議所の特定商工業者とは、毎年4月1日現在において、それまで6月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以上である者

(2) 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者  
(特定商工業者の権利等)

第24条 会員以外の特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。

2 本商工会議所は、特定商工業者であって、負担金の滞納が6月に及ぶ者その他特定商工業者たるの義務を怠った者に対して、常議員会の議決を経て第13条第2項及び前項の権利の行使を停止することができる。

3 第13条第3項（書面又は代理人による選挙権の行使）及び第19条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

第25条 会員以外の特定商工業者は、いつでも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めることができる。

（法定台帳）

第26条 本商工会議所に、商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を備える。

2 法定台帳に登録すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 事業の開始の年月
- (4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名
- (5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近1年間における売上高
- (6) 第23条第1号に規定する従業員の数又は同条第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

3 法定台帳は、毎年9月30日までに訂正する。

4 本商工会議所は、法定台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを訂正する。

5 特定商工業者は、第2項の事項のうち、次の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

（特定商工業者の資料の提出）

第27条 特定商工業者は、本商工会議所の法定台帳の作成又は訂正に関して本商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（法定台帳の運用及び管理）

第28条 本商工会議所は、法定台帳を第7条に掲げる事業の適正かつ円滑な実施に資するように運用する。

2 本商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理する。

3 本商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用しない。

（負担金）

第29条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費にあてるため、2事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、花巻市長の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。

2 前項の許可を申請する場合は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得ていなければならない。

（任意台帳）

第30条 本商工会議所に、任意登録台帳（以下「任意台帳」という。）を備える。

2 本商工会議所は、会員（特定商工業者たる会員を除く。）であつて任意台帳に登録を希望するものについて、所定の手続きにより、法定台帳の例にならい、任意台帳に登録する。

する。